

改正

平成14年3月8日告示第45号

平成14年3月29日告示第81号

平成17年3月31日告示第68号

平成18年2月16日告示第35号

平成20年3月19日告示第36号

平成21年3月9日告示第29号

平成25年3月29日告示第72号

平成27年3月19日告示第65号

平成28年3月31日告示第58号

土浦市防犯灯電気料金補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、本市の明るい「まちづくり」の推進を図るため、町内会等（町内会、自治会その他これらに類する住民団体をいう。以下同じ。）に対して防犯灯の電気料金について予算の範囲内で補助金を交付することに関し、土浦市補助金等交付規則（平成13年土浦市規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において防犯灯とは、町内会等が電気料金を負担している防犯のための公衆街路灯（公民館等の従量電灯、道路管理者等が維持管理する道路照明灯及び商店街が維持管理する商店街の振興のために設置する照明灯を除く。）をいう。

(補助金)

第3条 補助金の対象は、当該年度内に町内会等が支出した防犯灯の電気料金とする。

2 補助金の額は、前年度の3月分の電気料金（次条において「3月分料金」という。）の総額に8を乗じて得た額に相当する額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする町内会等は、土浦市防犯灯電気料金補助金交付申請書（様式第1号）に3月分料金の額が確認できる領収書の写し又は内訳書の写し等を添えて市長に申請しなければならない。

(補助の交付決定及び交付)

第5条 市長は、町内会等から前条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該町内会等に対して土浦市防犯灯電気料金補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、当該町内会等に対し概算払により補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第6条 補助金の交付を受けた町内会等は、土浦市防犯灯電気料金補助事業実績報告書(様式第3号。次条において「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添え、補助事業の完了後1か月以内に市長に報告しなければならない。

(1) 当該年度の町内会等の防犯灯に係る電気料金の収支額が明記されている収支決算書(様式第4号)

(2) 当該年度の町内会等の防犯灯に係る電気料金の支払状況が確認できる領収書の写しなど
(補助金の額の確定)

第7条 市長は、実績報告書が提出されたときは、これを精査し、補助金の額を確定し、土浦市防犯灯電気料金補助金額確定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(補助金の精算)

第8条 町内会等は、前条の規定による補助金の額の確定通知を受けたときは、その確定金額に基づき、速やかに土浦市防犯灯電気料金補助金精算書(様式第6号)により当該補助金の精算をし、当該精算書を市長に提出しなければならない。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、平成3年4月1日から施行する。

(新治村の編入に伴う経過措置)

2 旧新治村の区域に設置されている防犯灯の電気料金については、平成17年度に限り、なお従前の例による。

付 則(平成14年3月8日告示第45号)

1 この告示は、公表の日から施行する。

2 この告示による改正後の土浦市防犯灯電気料金補助金交付要綱の規定は、平成14年4月1日以後に交付申請される補助金について適用し、同日前に交付申請された補助金については、なお従前の例による。

付 則（平成14年3月29日告示第81号）

1 この告示は、平成14年4月1日から施行する。

2 この告示による改正後の土浦市防犯灯電気料金補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に交付申請される補助金について適用し、同日前に交付申請された補助金については、なお従前の例による。

付 則（平成17年3月31日告示第68号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成18年2月16日告示第35号）

この告示は、平成18年2月20日から施行する。

付 則（平成20年3月19日告示第36号）

この告示は、公表の日から施行する。

付 則（平成21年3月9日告示第29号）

この告示は、公表の日から施行する。

付 則（平成25年3月29日告示第72号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成27年3月19日告示第65号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月31日告示第58号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

年 月 日

(申請先)土浦市長

申請者
町内会等の名称
代表者名



土浦市防犯灯電気料金補助金交付申請書

土浦市防犯灯電気料金補助金交付要項第4条の規定により、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 町内会等が電気料金を負担している防犯灯の数 基
- 3 補助事業の目的
- 4 補助事業の内容
- 5 添付書類
前年度の3月分の電気料金の総額が確認できる領収書の写し又は内訳書の写し等

6 振込先金融機関

金融機関名	銀行・信組 金庫・農協	支店・出張所
口座番号		
フリガナ		
名義人		

様式第2号(第5条関係)
様式第2号(第5条関係)

第 年 月 日
第 年 月 日

申請者

町内会等の名称

代表者名 殿

土浦市長



土浦市防犯灯電気料金補助金交付決定通知書

土浦市防犯灯電気料金補助金交付要項第5条第1項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付しない場合の理由又は附帯事項

年 月 日

(報告先)土浦市長

申請者

町内会等の名称

代表者名



土浦市防犯灯電気料金補助事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知を受けた事業を下記のとおり実施したので、土浦市防犯灯電気料金補助金交付要項第6条の規定により報告します。

記

1 補助事業の実績

2 補助事業の効果

3 添付書類

- (1) 当該年度の町内会等の防犯灯に係る電気料金の収支額が明記されている収支決算書(様式第4号)
- (2) 当該年度の町内会等の防犯灯に係る電気料金の支払状況が確認できる領収書の写しなど

様式第4号(第6条関係)
様式第4号(第6条関係)

収支決算書

(町内会等の名称)

1 収入

項目	金額						
市防犯灯電気料金補助金							円
町内会等の支出							円
合計							円

2 支出

項目	金額						
防犯灯電気料金							円

上記のとおり報告します。

年 月 日

会計



様式第5号(第7条関係)
様式第5号(第7条関係)

第 号
年 月 日

殿

土浦市長



土浦市防犯灯電気料金補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した土浦市防犯灯電気料金補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、土浦市防犯灯電気料金補助金交付要項第7条の規定により、通知します。

記

補助金確定額 円

様式第6号(第8条関係)
様式第6号(第8条関係)

年 月 日

(宛先)土浦市長

町内会等の名称
代表者名

印

土浦市防犯灯電気料金補助金精算書

年 月 日付け 第 号で確定した土浦市防犯灯電気料金補助金について、土浦市防犯灯電気料金補助金交付要項第5条第2項の規定により、概算払により補助金を受領しましたので、同要項第8条の規定により、下記のとおり精算します。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 概算払受領額 | 円 |
| 2 補助金確定額 | 円 |
| 3 差引精算額 | 円 |